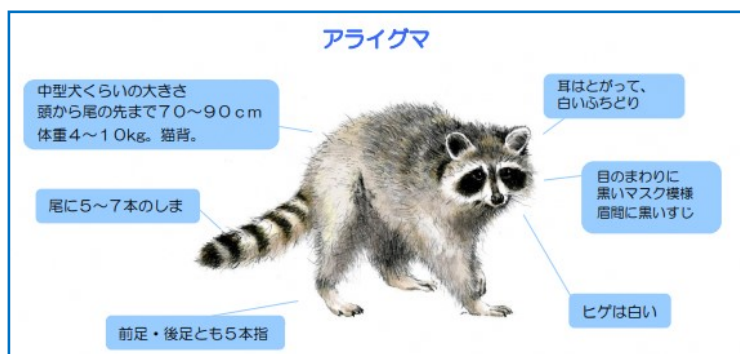


ハクビシン・アライグマの被害にお困りの方へ



【特徴】

- 木登りが得意、電線も渡れる
- 狭い隙間（6～8cm）から家屋に侵入できる
- なんでも食べる・甘い果実が好き



【特徴】

- 木登りが得意
- なんでも食べる
- 壁の隙間など狭いところが好き
- 側溝などの水の中を移動する

（画像提供元：東京都環境局）

ハクビシンの被害にあわないために

エサになるものを置かない

- ・敷地内に果樹がある場合には果物の実を早めに収穫するか網などをかけてください。
- ・生ごみ、ペットフード、果実（熟して落ちたもの）などを屋外に放置しないようにしましょう。

家の中に侵入させない

- ・樹木をつたって移動し屋根裏に侵入することがあります。樹木はこまめに切りましょう。
- ・床下や軒下の穴をふさぎ、通風口などは網でふさぎ、ハクビシンを家に侵入させないようにしましょう。

捕獲対策をした後は、侵入予防としてすき間をふさぎましょう。

- ・侵入口を防ぐ工事については（公社）東京都ペストコントロール協会（03-3254-0014）などにご相談ください。工事に係る費用は所有（管理）者の負担でお願いします。

参考

- 天井裏に猫の糞のような糞が「まとまっていっぱいある」⇒ ハクビシン棲息の可能性がります。
- 天井裏に1cm前後の糞が散らばっている⇒ クマネズミが棲息している可能性があります。

ハクビシン、アライグマ捕獲処分事業（箱わな設置）

◇ 対 象：被害が生じている一般住宅内、民間集合住宅内、管理者のいる神社仏閣など

ハクビシン、アライグマに屋根裏に入り込まれているなど、被害が生じている場合、一定の条件を満たしていれば、区が委託業者を派遣し、捕獲するための箱わなを設置することができます。箱わなの設置にかかる費用は区で負担します（年度で1回）。お困りの場合はご相談ください。

◇ 箱わな設置の条件

▲実際に被害が発生している

棲みついている、家庭菜園などが食い荒らされているなど

※目撃のみでは設置することができません。

▲所有（管理）者の同意がある

▲委託業者による箱わなの設置や回収の際に、立会いが可能である

▲所有（管理）者が1日1回以上、箱わなを点検できる

▲捕獲できた場合に速やかに委託業者に連絡できる

●区による対応は年度に1回、箱わな設置期間は最長4週間です。

●不特定の人が立ち入ることができる場所には設置できないことがあります。



＜参考＞箱わなのサイズ

縦 約30cm

横 約26cm

奥行 約80cm

▼ 箱わな設置希望、その他ハクビシン・アライグマに関するご相談はこちら

豊島区 環境清掃部 環境保全課 公害対策グループ

豊島区役所 6階 2番窓口

TEL 03-3981-2405

FAX 03-3980-5134

メール A0015003@city.toshima.lg.jp

詳しくはホームページへ

